

ID: 471

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	使用期間の延長の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則 第6条第2項		
例 規 番 号	令和6年規則第58号		
【根拠条文】 (使用期間) 第6条 このライブラリーの教材・教具の使用期間は、1週間以内とする。 2 1週間を超えて使用を希望する者は、返納期日までに館長に申し出て、使用の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日